

「在英米軍に関する法的取り決め」の概要（沖縄県作成）

1 「在英米軍に関する法的取り決め」について

「在英米軍に関する法的取り決め」は、イギリス議会庶民院（下院）図書館国際関係防衛課に所属する防衛政策アナリストのルイーザ・ブルック＝ホランド氏が2015年に発表した論文である。

2 論文の要旨

- (1) 在英米軍は、主に1951年のNATO軍地位協定と1952年の駐留軍法にその法的基礎があり、NATO軍地位協定は、駐留軍法において英国法に編入され、これらが合わさり、英国における米軍の駐留を統制する枠組みを規定している。
- (2) 在英米軍は、米国法と英国法のどちらにも従うものである。
- (3) 主要な在英米軍の基地には、英空軍の司令官がおり、その役割は、米軍基地の司令官と連絡を取り合い、英国防省の職員のために空軍司令官として行動することである。